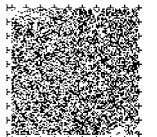


第2章 各論



《施策体系》

第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進
- 2 権利擁護の推進、虐待の防止

第2節 安全・安心な生活基盤の整備

- 1 福祉のまちづくりの総合的推進
～すべての人に住みよいまちづくり
- 2 住宅の確保
- 3 移動しやすい環境の整備等
- 4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実

- 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 2 情報提供の充実等
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 行政情報のアクセシビリティの向上

第4節 防災、防犯、消費者保護の推進

- 1 防災対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 1 意思決定支援の推進
- 2 相談支援体制の構築
- 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 4 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 5 障がい福祉サービスの質の向上等
- 6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
- 7 障がい福祉を支える人材の養成・確保
- 8 研修体制の充実

第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実

- 1 保健・医療サービスの充実
- 2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実
- 3 発達障がい児者の支援の充実
- 4 精神保健福祉施策の充実
- 5 難病に関する保健・医療施策の推進
- 6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

第7節 行政等における配慮の充実

- 1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等

第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

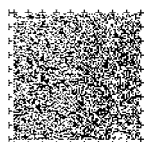
- 1 総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援
- 3 障がい者雇用の促進
- 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5 障がい者施設における就労支援の充実・強化

第9節 教育の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの推進
- 2 教育環境の整備
- 3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進
- 4 生涯を通じた多様な学習活動の充実

第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上



第2章 各論

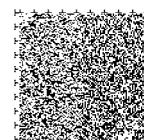
第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、市町村、障がい者団体等との連携を図りつつ、障害者差別解消法及び福岡県障がい者差別解消条例の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や県民の幅広い理解の下、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。

このほかにも、障がいのある人の権利擁護のため、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組めます。

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 権利擁護の推進、虐待の防止



1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

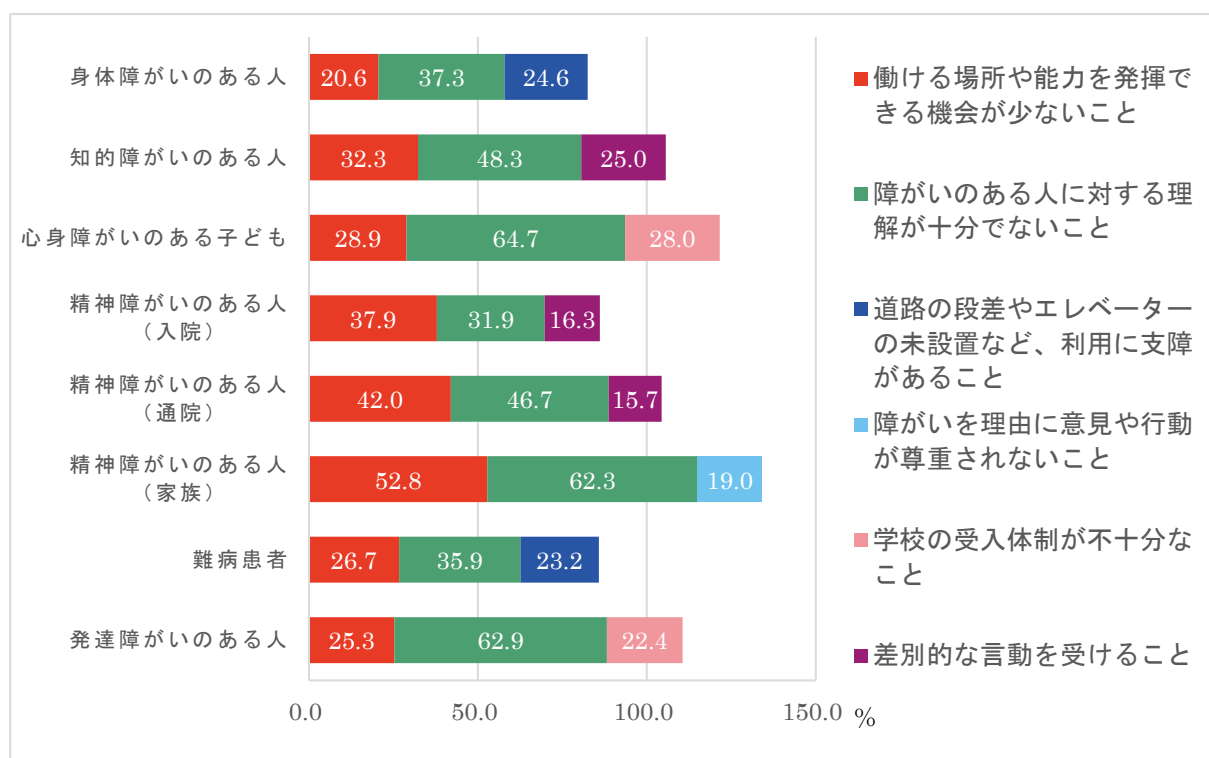
【現状と課題】

平成 29 年に福岡県障がい者差別解消条例を制定し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、各種施策に取り組んできました。

しかしながら、令和 2 年 2 月に実施した福岡県障がい者実態調査（以下「実態調査」といいます。）では、「障がいのある人に対する理解が十分でない」との回答割合が高くなっています。

引き続き、障がいを理由とする差別の解消の推進や合理的配慮の推進をするための取組が必要です。

障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこと（複数回答：上位 3 項目）



資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果

※ このグラフは障がい種別ごとに、回答数の多かった上位 3 項目（複数回答）を色別に表したもの（以下のグラフも同じです。）です。



【施策の方向】

- ① 障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。
- ② 地域における障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、市町村における職員対応要領の策定及び障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に向けた取組を行います。
- ③ 障害者差別解消法及び福岡県障がい者差別解消条例の趣旨、求められる取組等について幅広い県民の理解を深めるため、市町村、事業者、障がい者団体等との連携により、各種広報・啓発活動を行います。
- ④ 障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
- ⑤ 県に障がい者差別解消専門相談員を配置し、障がい当事者や事業者からの障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応します。
- ⑥ 障がいのある人の人権が尊重されるよう、様々な機会を通じて偏見や差別の解消に向けた県民啓発を行います。

※ 障がいのある人に対する合理的配慮の提供や環境の整備等に関する取組については、分野横断的なものを除き、原則として各分野において掲載しています。（例えば、行政サービス等の分野における配慮等は第7節に、雇用・就業分野における配慮等は第8節に、教育分野における配慮等は第9節に掲載しています。）



2 権利擁護の推進、虐待の防止

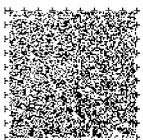
【現状と課題】

障がいのある人が相談できる体制を構築し、権利擁護のための取組を進めるとともに、福岡県障がい者権利擁護センターを設置するなど、障がい者虐待の防止に努めてきました。

しかしながら、虐待件数は大きく減少しているとは言えず、引き続き権利擁護のための取組が必要です。

【施策の方向】

- ① 障がい福祉サービス事業所に対する実地指導時において虐待防止に係る事業所の取組状況を確認するとともに、取組を実施していない事業所に対しては、早急に取り組むよう指導を実施します。
- ② 障がい福祉サービス事業所の職員に対する研修等を実施し、虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合、実地調査等により事実確認を行い、虐待が確認された場合には、改善指導をはじめ、必要な対応を講じます。
- ③ 財産管理や契約締結時等に必要な判断能力が低下した場合に、本人に代わってこれらの行為を行う成年後見制度の周知及び関係機関との連携に努めます。
- ④ 知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助及び生活支援員を派遣して日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活を送ることを支援します。また、あわせて当該事業の周知、普及に努めます。
- ⑤ 福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の活用を図りながら、福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。



第2節 安全・安心な生活基盤の整備

【基本的考え方】

障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりの総合的推進、障がいのある人の住環境・移動環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等により、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大や大規模災害の発生といった事態にあっても、障がいのある人に配慮した生活環境の実現を図ります。

- 1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり
- 2 住宅の確保
- 3 移動しやすい環境の整備等
- 4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進



1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり

【現状と課題】

すべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くため、福岡県福祉のまちづくり条例に基づき福祉のまちづくりを計画的に推進してきました。

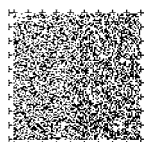
一方で、新型コロナウイルス感染防止のために、密集・密接・密閉を避ける対策が求められるなか、障がいのある人は、周囲の方々と十分な意思疎通ができない、物理的な距離が確保できないといった事態に直面しています。

また、大規模災害の発生が増加しており、避難所における障がいのある人への合理的配慮の提供が求められています。

新型コロナウイルス感染症や大規模災害発生時にあっても、安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「新しい生活様式」での配慮事項や大規模災害時の避難所において対応すべき事項をまとめた啓発動画等の製作をはじめ、障がいのある人への合理的配慮の一層の浸透を図ります。
- ② 感染症拡大防止を図り、安全・安心な障がい福祉サービスの提供を推進するため、障がい福祉サービス事業所において必要な感染防止対策を支援します。
- ③ 障がい福祉の現場における情報通信技術（ICT）や介護ロボットの導入を支援し、感染症拡大防止と介護職員の負担軽減を図ることにより、感染症拡大時においても持続可能な事業所づくりを進めます。
- ④ 感染症が拡大した施設に対する専門家派遣、他施設からの応援職員の派遣、感染症対策に必要なマスクや消毒液などの物資提供等により、障がい福祉サービスの継続を支援します。
- ⑤ 福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、すべての県民が安全かつ快適に暮らせる市街地の整備促進に努めます。
- ⑥ 福岡県福祉のまちづくり協議会を必要に応じて開催し、各分野の意見を聞き、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。
- ⑦ すべての県民が快適に暮らせるまちづくりの推進のため、市町村及び地域住民団



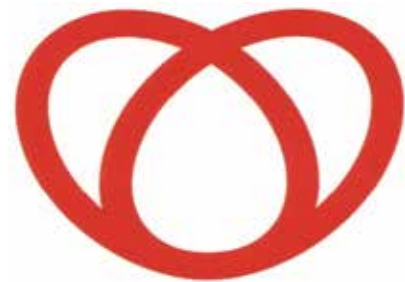
体に対し、まちづくり専門家を派遣します。

- ⑧ 市街地再開発事業や土地区画整理事業等の実施に当たっては、障がいのある人や高齢者等に配慮した生活空間の創出に努めます。
- ⑨ 市町村、事業者、県民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する技術的な助言を行い、まちづくり施設の整備を計画的に推進していきます。

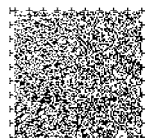
福岡県福祉のまちづくり条例適合証



バリアフリー法シンボルマーク

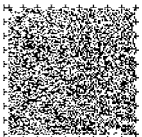


- ⑩ 障がいのある人をはじめ、すべての県民が安全かつ快適に公的施設を利用できるように、福岡県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。
- ⑪ 県民誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、「障がいの社会モデル」の考え方を共有し、心にある障壁の除去に向けた取組（心のバリアフリー）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインのまちづくり）を進めていきます。
- ⑫ 障がいのある人、高齢者（要介護）、妊産婦等、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が、公共施設や店舗等の障がい者等用駐車場を安心して利用できるよう支援する「ふくおか・まごころ駐車場」制度の普及・啓発に努めます。
- ⑬ 障がいのある人、高齢者、妊産婦、子育て中の方などが、施設のバリアフリー情報を検索することのできるウェブサイト「ふくおかバリアフリーマップ」の掲載内容の充実を図ります。
- ⑭ 交通事故を防止するため、行政、警察、関係機関・団体との連携を強化し、広報啓発活動や交通安全教育を行います。
- ⑮ 障がいのある人が、より安全に安心して自動車を運転できるよう、LED式信号



灯器の更新、超高輝度の道路標識・標示の整備等を計画的に推進します。

- ⑩ 障がいのある人が、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、音の出る信号機や歩車分離式信号などのバリアフリー対応型信号機の整備やLED式信号灯器の更新、超高輝度の道路標識等の整備を推進します。



2 住宅の確保

【現状と課題】

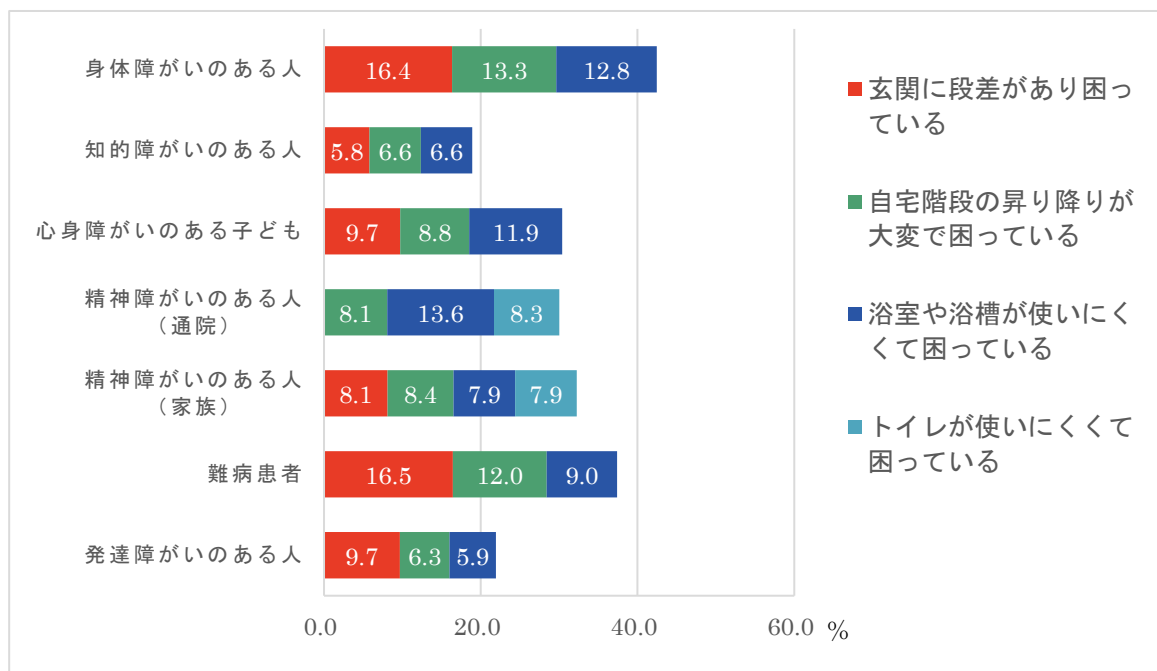
障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境を実現するため、住宅のバリアフリー化等を推進してきました。

引き続き、障がいのある人のニーズに対応できるよう、実態調査の結果を踏まえながら住宅のバリアフリー化等を促進することが必要です。

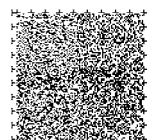
住宅に不便を感じていると回答した人の割合

身体障がいのある人	知的障がいのある人	心身障がいのある子ども	精神障がいのある人(通院)	精神障がいのある人(家族)	難病患者	発達障がいのある人
38.6%	19.7%	30.1%	32.8%	28.2%	34.4%	22.8%

住宅の不便な点（複数回答：上位3項目）

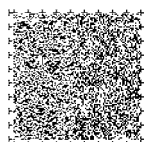


資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果

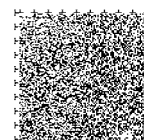


【施策の方向】

- ① 公営住宅法及び福岡県営住宅条例に基づき、障がいのある人の優先入居、単身入居を実施します。
- ② 住宅セーフティネット法に基づき、障がいのある人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を進めるとともに、市町村における居住支援体制の整備を進めることにより、障がいのある人の賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ③ 障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の購入等に対する支援を行います。
- ④ 地域生活への移行やその定着を進めるために、障がい者支援施設に入所している障がいのある人の地域生活移行支援や地域で生活する障がいのある人の支援を推進し、また、障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障がいのある人にも対応した体制の充実を図ります。
- ⑤ グループホームに入居する障がいのある人が安心して生活できるよう、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修や消火設備の設置等により、防火安全体制の強化を図ります。
- ⑥ 在宅ケアに対応したモデル住宅の展示及び改造事例等、住宅のバリアフリー化に関する情報の提供を行うことにより、障がいのある人や高齢者に対応した住宅の普及を促進します。
- ⑦ 在宅ケアに対応するために住宅の改造を予定している人に建築士や作業療法士等を派遣し、障がい特性、住宅の状況を考慮した個別の改造について助言を行います。
- ⑧ 障がいのある人や高齢者向けの住まいづくりを支援するため、設計、施工、各種設備機器等に関する相談に応じ、障がいのある人や高齢者に配慮した住宅の普及を促進します。
- ⑨ 障がいのある人や高齢者の住宅に関するニーズの把握に努め、生活に配慮した安全で住みよい公的住宅の建設や改善の促進に努めます。
- ⑩ 老朽化した県営住宅の建替え、改善等を促進し、居住水準の向上や住環境の整備を行うことにより、障がいのある人や高齢者等に対して良質な賃貸住宅を提供します。



- ⑪ 障がい者世帯の県営住宅入居について、公営住宅法及び福岡県営住宅条例等に基づき、入居基準の一定の緩和や優先入居を行うとともに、階段の昇降に支障がある障がいのある人には低層階への住替えを推進します。
- ⑫ 生活の利便性の向上や介護者の負担の軽減を図るため、障がいのある人、高齢者やその家族が住む住宅の改修に対して、助成を行います。



3 移動しやすい環境の整備等

【現状と課題】

障がいのある人が移動しやすい環境を実現するため、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化に配慮した整備を推進してきました。

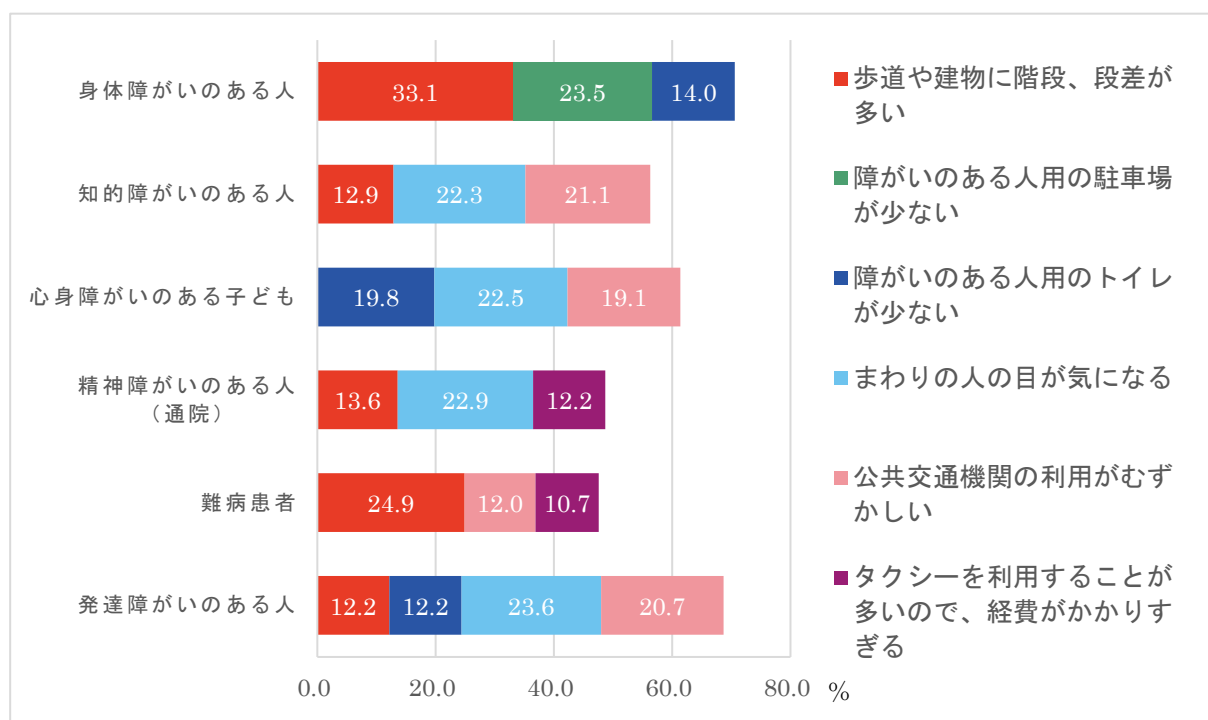
しかし、実態調査では、約半数の人が外出時に困ったことがあると回答しています。

今後も、障がいのある人が外出時に円滑に移動できるよう、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進することが必要です。

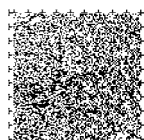
外出時に困ったことがあると回答した人の割合

身体障がいのある人	知的障がいのある人	心身障がいのある子ども	精神障がいのある人(通院)	難病患者	発達障がいのある人
54.6%	45.1%	61.4%	48.0%	42.1%	51.8%

外出時に困ったこと（複数回答：上位3項目）

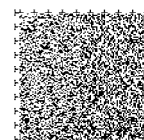


資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果



【施策の方向】

- ① 鉄軌道駅等の交通施設における段差解消やホームドア等の転落防止設備の導入、障がい特性に応じた情報提供の充実など、バリアフリー化の推進について、交通事業者に要望していきます。
- ② 交通事業者等における障がいのある人に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等について交通事業者等に要望していきます。
- ③ 県が管理する道路に関するボランティア活動を通じて、地域住民及び道路利用者の意識高揚とマナー向上を図ります。
- ④ 県が管理する道路上の違法駐輪車両の撤去の必要が発生した場合、警察や放置自転車等に関する条例を有する市町村と協力し、道路を良好な状態に保つよう努めます。
- ⑤ 障がいのある人の安全な通行を確保するため、横断歩道、バス停留所付近及び歩道上（視覚障がい者誘導用ブロック上）等における違法駐車などバリアフリー対策の効用を損なうような迷惑性の高い駐車車両の取締りを強化します。
- ⑥ 障がいのある人の安全な通行を確保するため、横断歩道における横断歩行者等妨害等の取締りのほか、歩道等における安全な通行を妨げる悪質・危険な自転車の指導取締りを推進します。
- ⑦ 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者や地域住民と検討しながら、「ゾーン30」の整備を計画的に推進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を推進します。
- ⑧ 障がいのある人の安全快適な移動に資する高度化PICS等のUTMS（新交通管理システム）について、計画的に推進します。
- ⑨ 交通事故の実態を踏まえ、障がいのある人が安全な行動を実践できるよう正しい交通ルールやマナーに関する交通安全教育の推進に努めます。
- ⑩ 特別支援学校、福祉関係者等に対する交通安全教育を実施するなど、障がいのある人に配慮した交通安全の普及に努めます。
- ⑪ 障がいのある人の運転免許取得等に係る利便性の向上や交通安全に関する知識の普及を図るため、持込車両による技能試験等の実施、専門的知識を有する職員による安全運転相談の受理、聴覚障がいのある人に配慮した交通安全講習を実施します。



4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

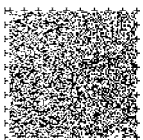
【現状と課題】

すべての人の社会参加を促進するため、福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりを計画的に推進し、アクセシビリティの向上を促進してきました。

特に公共的施設等については、今後もすべての人が利用しやすいよう、障がいのある人や高齢者等の利用に配慮することが必要です。

【施策の方向】

- ① 県民の方が利用する県の施設において、より一層バリアフリー化に配慮した整備を推進します。
- ② すべての人が快適に利用でき、親しめる環境を創出するため、県が管理する公園、水辺空間等においてバリアフリー化に配慮した整備を推進します。
- ③ 県議会の議場におけるバリアフリー化の取組として、可搬形スロープを導入し、車いす使用の申出に対応できる環境を整備します。



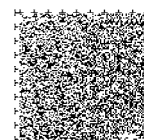
第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進並びに利用しやすい放送・出版の普及等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

あわせて、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

- 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 2 情報提供の充実等
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 行政情報のアクセシビリティの向上



1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

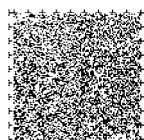
【現状と課題】

障がいのある人が情報通信技術（ICT）を活用することにより自立と社会参加が促進されるよう、情報活用能力の向上を支援するための取組を進めてきました。

今後も、引き続き障がいのある人の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションを実現するため、情報通信における情報アクセシビリティの向上が求められています。

【施策の方向】

- ① 県における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。
- ② 障がいのある人がパソコン機器等を使用できるよう支援するパソコンボランティアの養成・派遣を促進し、障がいのある人の情報通信技術（ICT）の利用及び活用の機会の拡大を図ります。



2 情報提供の充実等

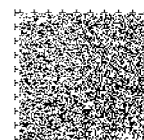
【現状と課題】

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人への情報提供として、福岡県ホームページや視聴覚障がい者情報提供施設における情報発信の量的・質的な充実を図るとともに、県広報誌の点字・録音版等による提供を進めてきました。

今後も、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 福岡点字図書館及び福岡県聴覚障害者センターに対し、運営費の補助を行うほか、利用ニーズに応じた施設機能の充実を図ります。
- ② クローバープラザに設置している福岡県福祉情報センターにおいて、障がいのある人に関する情報を収集し、障がいのある人やその家族が必要とする情報の提供を行います。
- ③ 各戸配布広報紙の録音版、音声コード版及び点字版、点字広報紙「点字ふくおか」、広報テレビ番組（字幕放送）、知事会見時における手話通訳者の配置及び字幕付き動画配信により、県の重点施策や地域の話題などを提供します。
- ④ 聴覚障がいのある人が傍聴しやすい環境を整え、円滑に県議会本会議の情報を入手できるよう、本会議傍聴の際、事前の申し出により手話通訳者を配置します。
- ⑤ 「ふくおか県議会だより」の点字版、デイジー版（録音版）の配布を行い、県議会の動きや議会活動などの情報提供に努めます。



3 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

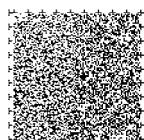
障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うためには、意思疎通手段の確保が必要です。

このため、意思疎通を図ることに支障のある障がい特性に応じた、意思疎通支援者の養成及び派遣を行ってきました。

今後も障がい特性に応じた、意思疎通支援の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の意思表示やコミュニケーションを支援するため、手話通訳者（遠隔手話を含む）、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳・朗読（音訳）奉仕員等による支援を行うとともに、これら意思疎通支援を行う者の養成研修の実施により人材の育成に取り組みます。
- ② 意思疎通に困難を抱える人が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。



4 行政情報のアクセシビリティの向上

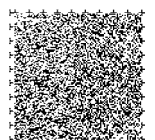
【現状と課題】

これまで、点訳・音訳した広報誌の配布や利用しやすさに配慮したホームページづくりなどにより行政情報を障がいのある人に提供してきました。

今後も障がいのある人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、更なる行政情報のアクセシビリティ向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人を含めすべての人が必要とする情報を容易に取得することができるよう、利用しやすさに配慮した福岡県や県議会のホームページづくりに取り組みます。特に感染症拡大や大規模災害の発生などの事態にあっても情報を容易に取得することができるよう配慮します。
- ② 選挙に当たっては、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた情報提供に努めます。



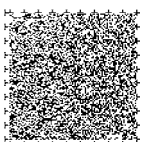
第4節 防災、防犯、消費者保護の推進

【基本的考え方】

障がいのある人が安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時には、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等、きめ細やかな対策を推進します。

また、障がいのある人を犯罪による被害や消費者トラブルから守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

- 1 防災対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済



1 防災対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が安全に安心して生活するためには、災害発生時における情報提供や避難誘導が迅速かつ的確に行われることが大切です。

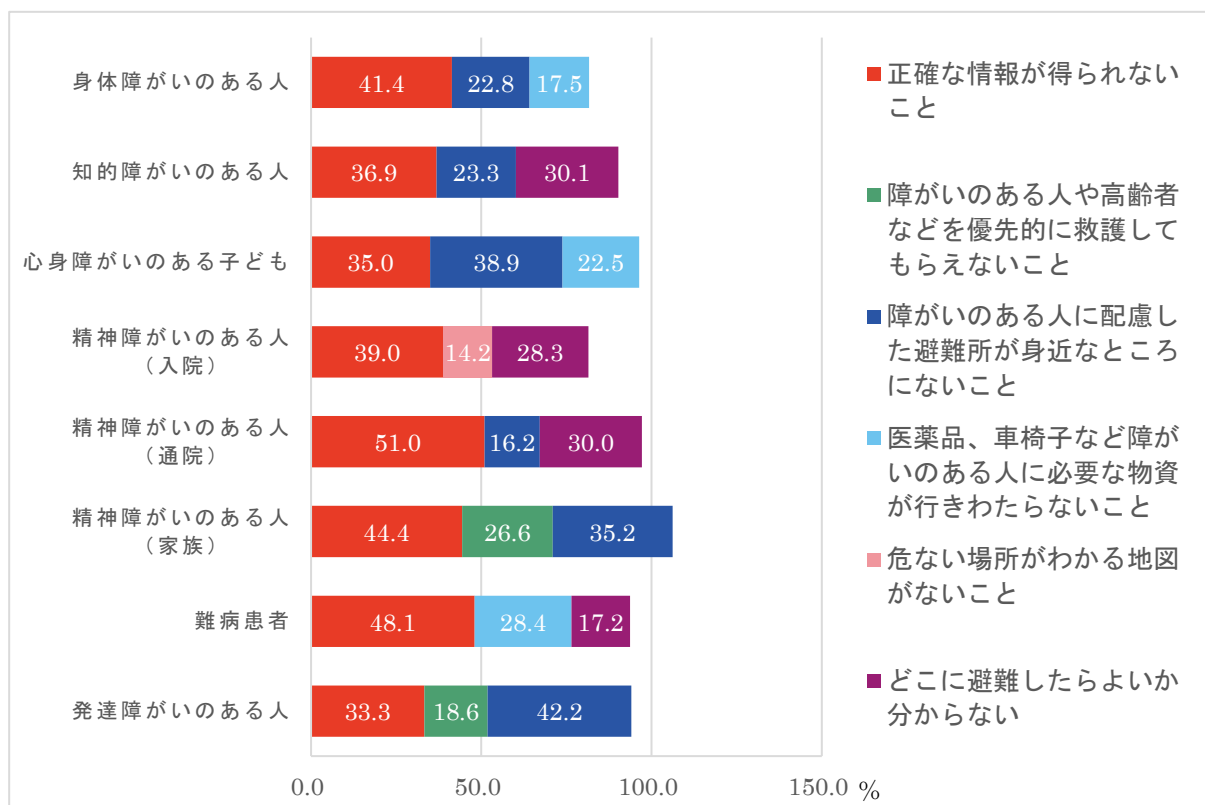
実態調査では、「災害時に不安なことがある」との回答割合は高く、特に、「正確な情報が得られないこと」から災害時に不安があるとの回答割合が高くなっています。

これまで以上に障がい特性に配慮したきめ細やかな支援が必要です。

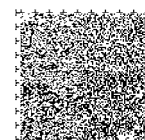
災害時に不安なことがあると回答した人の割合

身体障がいのある人	知的障がいのある人	心身障がいのある子ども	精神障がいのある人(入院)	精神障がいのある人(通院)	精神障がいのある人(家族)	難病患者	発達障がいのある人
76.8%	73.7%	83.0%	70.3%	82.2%	83.5%	80.1%	77.6%

災害時に不安なこと（複数回答：上位3項目）

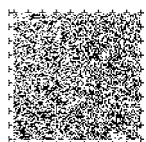


資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果



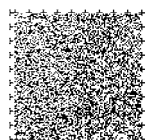
【施策の方向】

- ① 防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、地域防災計画等の作成や見直し、福祉関係者等が参加する防災訓練の実施を促進する等により、災害に強い地域づくりを推進します。また、障がい福祉サービス事業所における防災計画の作成や見直し、定期的な防災訓練等の取組を促進します。
- ② 土砂災害のおそれのある箇所について、砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進します。また、ハード対策と合わせて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の提供等のソフト対策も推進します。
- ③ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい福祉サービス事業所等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- ④ 県内市町村に対し、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合には避難行動要支援者名簿の活用や、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の早期策定により、障がいのある人に対する適切な避難支援を行うよう市町村の取組を促します。
- ⑤ 避難所のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を促します。また、必要な福祉避難所を確保するよう市町村の取組を促します。
- ⑥ 応急仮設住宅の標準仕様として、手摺りの設置や玄関アプローチの段差解消などのバリアフリー化を行います。また、市町村からの要望により、障がいのある人に配慮した福祉仮設住宅を建設します。
- ⑦ 災害発生後にも継続して福祉サービスを提供することができるよう、非常用電源装置の設置など障がい者支援施設等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等への利用者の受入れや職員の派遣などの応援体制の構築を図ります。
- ⑧ 障がいのある人の警察への緊急通報手段である「ファックス110番」、スマートフォンアプリを利用した「110番アプリシステム」により、緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。
- ⑨ 防災関係部局と福祉関係部局が連携して、地域防災計画等における障がいのある人を含む要配慮者への対応等を充実させるとともに、防災ハンドブック等を活用し



た普及啓発をより一層推進します。

- ⑩ 災害時に、地域で避難行動要支援者を支援する自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、避難訓練等を通して、要支援者への支援方法等の普及を図ります。
- ⑪ 集団指導時に、県域全ての障がい福祉サービス事業所に対して避難訓練等の実施や防災計画の随時見直しについて指導するとともに、実地指導時に、避難訓練の未実施事業所や防災対策に不備がある事業所への指導を実施します。
- ⑫ 災害発生時の福祉支援体制のさらなる充実を図るため、国のガイドラインに即した災害派遣福祉チームの育成を行います。
- ⑬ 障がいのある人の安全な生活を確保するため、避難所運営スタッフ、避難した県民向けに災害時の避難所における啓発動画を制作し、「新しい生活様式」に対応した障がいのある人への合理的配慮の県民への浸透に取り組みます。
- ⑭ 県の防災ホームページで避難所の状況や気象情報等について障がいのある人にも分かりやすく発信するなど、防災情報の発信力を強化します。



2 防犯対策の推進

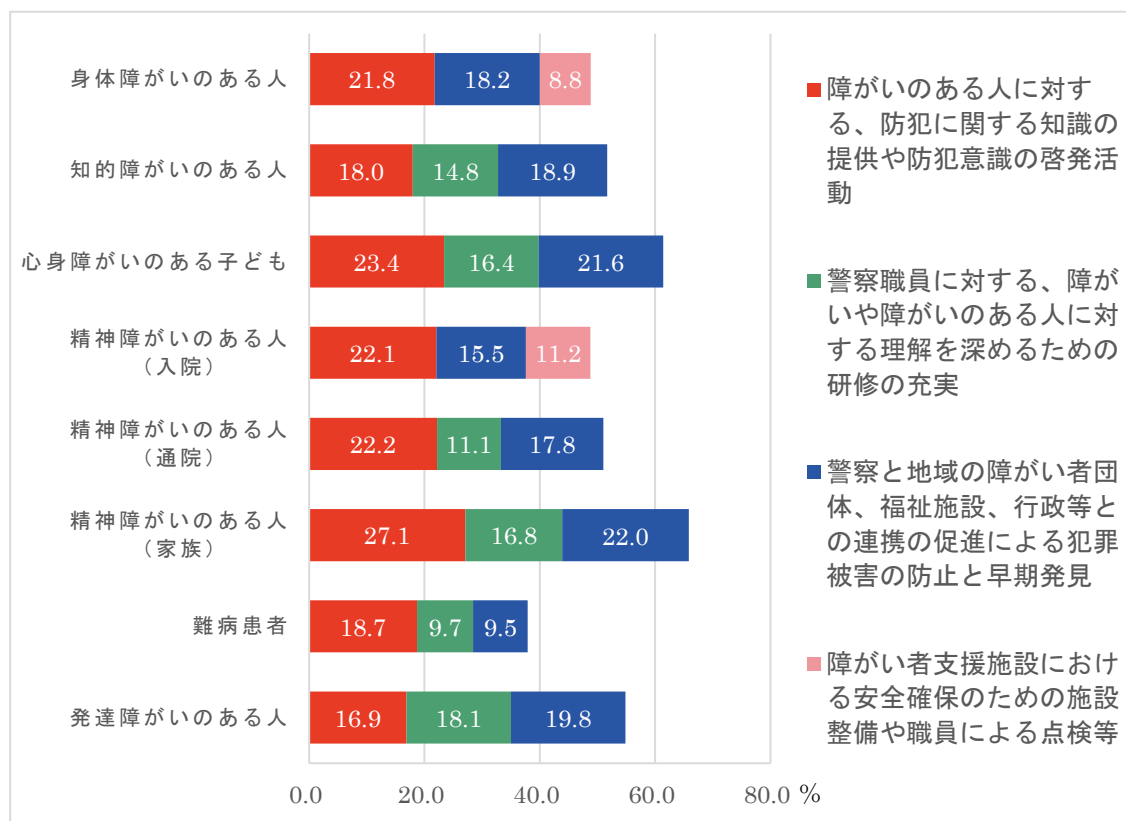
【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活するためには、防犯対策が適切に講じられていることが必要です。

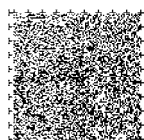
実態調査の結果、障がいのある人にとって、防犯に関する知識の提供や防犯意識の啓発活動が必要とされています。

今後も防犯知識の普及啓発等により、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりが必要です。

防犯対策として必要だと思うもの（複数回答：上位3項目）

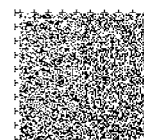


資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果



【施策の方向】

- ① 防犯教室などの各種会合時や障がい者団体等に対する広報活動により、障がいのある人の警察への緊急通報手段である「ファックス110番」、スマートフォンアプリを利用した「110番アプリシステム」の普及啓発を図ります。
- ② 警察職員に対し、研修会の開催や資料作成等により、障がいに関する正しい理解、適切な対応方法等の普及啓発を図ります。
- ③ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- ④ 防犯ボランティア団体とのネットワークを構築し、犯罪情報の提供や研修会の実施等により、自主防犯活動を支援します。
- ⑤ 次世代の自主防犯ボランティアの育成による防犯活動の活性化、街頭防犯カメラの設置といった防犯環境の整備促進を行い、犯罪が起こらない社会づくりを推進します。
- ⑥ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、電話相談から面接・カウンセリング、病院、裁判所などへの付添いまで総合的な犯罪被害者等支援に取り組みます。
- ⑦ 性暴力被害者等が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、24時間・365日電話相談に応じ、さらに、面接相談、医療面のケア、警察等への付添い支援など、被害の直後から総合的な支援を行います。
- ⑧ 児童・生徒に対して、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する総合的な教育などを行うアドバイザーを派遣します。
- ⑨ 防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導やあらゆる広報媒体を活用しての広報啓発活動を推進し、防犯知識の普及、啓発を図ります。
- ⑩ 「コミュニケーション支援ボード」を全交番等に備え、障がいのある人に配慮した対応に努めます。
- ⑪ 新規指定の障がい福祉サービス事業所に対して、防犯マニュアルの作成を促すとともに、実地指導時には、マニュアルの作成及び防犯訓練の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行います。



コミュニケーション支援ボード

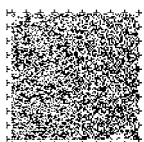
県警察では、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等のある人が交番・駐在所等を訪れた際の、警察官とのやりとりを手助けする方法として「コミュニケーション支援ボード」を備え付けています。

交番・駐在所用

どうしましたか? MAY I HELP YOU?

무엇이 있었어요? 무슨 일이 있었습니까?

 おとした I lost something. 잃어버렸습니다/丢了东西了	 ひろった I picked it up. 주웠습니다/捡到东西了	 とられた It was taken. 빼앗겼습니다/被拿走了	 トイレ Toilet 화장실/厕所	 のめたい I am thirsty. 목이 마라요/口渴了	 電話してほしい Please call me. 전화해 주세요/ 帮我打个电话
 まいごになった I am lost. 길을 잃었습니다/迷路了	 みちをおしえて Please show me the way. 길을 가르쳐주세요/ 请告诉我怎么走	 きぶんがわるい I feel ill. 몸이 아프고 불편합니다/不舒服	 やめて Please stop. 그만두어/停止	 わからない I don't understand. 모르겠습니다/不明白	 すごくいたい terribly painful. 몹시 아프다/ 痛得厉害
 なぐられた I was hit. 맞았습니다/被打了	 ちかんにあった I was sexually molested. 차란을 만났습니다/遭到性骚扰	 こうつうじこにあった I was in a traffic accident. 교통 사고를 당했습니다/ 遭到交通事故	 はい・ある Yes/I have it. 네/有	 いいえ・ない No/I don't have it. 아니요/不是	 すこしいたい a little painful. 조금 아프다/ 有点痛
					 いたくない not painful. 아프지 않다/ 不痛



どうしましたか? MAY I HELP YOU?

무슨 일이세요? 怎么了

コミュニケーション支援ボード
Communication support board
커뮤니케이션 지원 보드 / 交流支援板

主催：明治安田こころの健康財団
協力：警察庁
監修：社団法人 東京盲業部
後援：全国特別支援学校の障害教育研究会



おとした
I lost something.
떨어뜨렸다 / 丢东西了



ひろった
I picked it up.
주웠다 / 捡到了



とられた
It was taken.
빼앗겼다 / 被拿走了



まいごになった
I am lost.
길을 잃었다 / 迷路了



みちをおしえて
Please show me the way
길을 가르쳐 주세요 /
请告诉我怎么走



きぶんがわるい
I feel ill.
몸이 아프고 불편하다 / 不舒服



なぐられた
I was hit.
맞았다 / 被打了



ちかんにあった
I was sexually molested.
치한을 만났다 / 遭到非礼



こうつうじこにあった
I was in a traffic accident.
교통 사고를 당했다 /
遭到交通事故



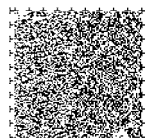
はい・ある
Yes / I have it.
네 / 是



いいえ・ない
No / I don't have it.
아니오 / 不是



わからない
I don't understand
모른다 / 不明白



3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

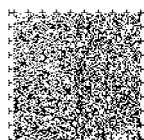
【現状と課題】

消費生活相談窓口には、障がいのある人を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。

障がいのある人の消費者トラブルについては、「判断能力が不十分な場合には騙されていることに気がつきにくい」や「被害にあっても周囲に相談しない」等の傾向が見られ、被害が深刻化することが多いため、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、情報提供を行うことによって、消費者トラブルの防止を図ります。また、被害に遭われた方に対しては必要な情報提供を行い、被害からの救済を図ります。
- ② 障がい者団体や警察、行政等が消費者安全に関わる情報を共有し、障がいのある人の被害防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築に努めます。
- ③ 消費生活相談員に対する障がい特性に関する研修の実施等により、障がいのある人に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。
- ④ 障がい特性などに応じた消費者教育教材の提供に努めます。



第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

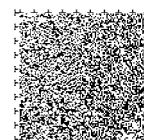
【基本的考え方】

自ら意思を決定することや表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

また、障がいのある人の地域移行を一層推進し、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

さらに、障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組みます。

- 1 意思決定支援の推進
- 2 相談支援体制の構築
- 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 4 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 5 障がい福祉サービスの質の向上等
- 6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
- 7 障がい福祉を支える人材の養成・確保
- 8 研修体制の充実



1 意思決定支援の推進

【現状と課題】

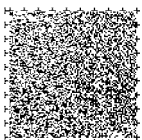
自ら意思を決定することや表明することが困難な障がいのある人が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう支援することが必要です。

また、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対しては、その法律行為を援助する仕組みである成年後見制度をより活用していく必要があります。

成年後見制度の利用促進を図るために、関係機関と連携し、市町村の体制整備に向けた支援が必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の整備を図ります。
- ② 知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬等について助成を行うとともに、周知及び関係機関との連携に努めます。
- ③ 市町村職員に対して、成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の設置等についての研修会を実施し、成年後見制度の利用を促進します。
- ④ 市町村における市民後見人の養成を支援します。また、市町村長による成年後見申し立て制度の活用を促します。



2 相談支援体制の構築

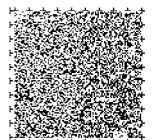
【現状と課題】

障がいのある人とその家族に対する相談支援体制を構築するため、県内に発達障がい者支援センターや福岡県難病相談支援センターを設置し、各種相談への対応に努めてきました。

今後も、障がいのある人とその家族が地域で安心して暮らせるよう、障がいや日常生活上の悩み、不安等について相談できる体制の構築が必要です。

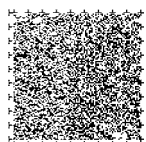
【施策の方向】

- ① 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の整備を図ります。(再掲第5節1-①)
- ② 市町村における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ③ 発達障がい者支援センター等において、相談支援や研修会等を開催するなど、発達障がいのある人やその家族等の地域生活を支援します。また、地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等の各分野の関係者による発達障がい者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。
- ④ 患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談を実施し、難病患者及びその家族等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、地域における支援対策の推進を図ります。
- ⑤ 児童虐待の背景のひとつにある、障がいのある子どもの子育てに係る課題について、相談機能の充実を図り、虐待の未然防止、早期対応に努めます。
- ⑥ ファックス機能付き犯罪被害者相談電話により、障がいのある人からの犯罪被害相談支援に努めるとともに、県民に対する積極的な広報により、更なる利用促進を図ります。
- ⑦ 音声コード付き犯罪被害者支援広報啓発用リーフレットの作成・配布により、障がいのある人からの犯罪被害相談支援を推進します。
- ⑧ 市町村が委嘱する身体障がい者相談員や知的障がい者相談員に対し、相談員研修



会を開催し、相談支援体制の充実を図ります。

- ⑨ 配偶者等からの暴力を受けた障がいのある人への対応について、心身の状況等に十分配慮しながら、関係機関と連携し、適切な相談支援に努めます。



3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

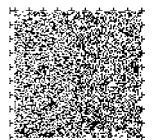
【現状と課題】

障がいのある人が住みなれた地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実に努めてきました。

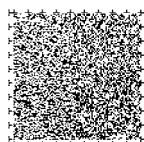
今後も地域生活への移行やその定着を進めるため、障がいのある人に対する個々のきめ細やかな在宅サービス等の充実が必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に努めます。
- ② 地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度・重複化、高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。
- ③ 地域生活への移行やその定着を進めるために、障がい者支援施設に入所している障がいのある人の地域生活移行支援や地域で生活する障がいのある人の支援を推進し、また、障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障がいのある人にも対応した体制の充実に努めます。（再掲第2節2-④）
- ④ 重症心身障がい・医療的ケア児者が必要とする保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整できる医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施します。
- ⑤ 新規に開設した医療型短期入所事業所の職員の技能向上を図るため、重症心身障がい・医療的ケア児者の障がい特性に関する知識や支援技術を習得するための実地研修を実施します。
- ⑥ 重症心身障がい・医療的ケア児者の受入体制の強化を図るため、医療機関等の職員に対し、設置基準や報酬など新規開設に向けた説明会を実施するなど医療型短期入所事業所の開設を支援します。



- ⑦ 在宅で喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児を支援するため、障がい福祉サービス事業所等の介護職員等が受講する喀痰吸引等研修費用の一部を助成します。
- ⑧ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者を介護する家族の負担軽減を図るため、市町村が訪問看護師を派遣してレスパイトケアを行う事業を支援します。
- ⑨ 福岡県障がい者リハビリテーションセンターにおいて、障がいのある人が円滑に地域生活に移行できるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。
- ⑩ 創作的活動・生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能充実や、外出するための移動支援など、障がいのある人の地域生活を支援するために各市町村が実施する取組を支援します。
- ⑪ 障がいのある人の自立又は社会参加を促すよう、社会福祉法人等がその事業の用に供する自動車については、自動車税（種別割）を減免し、税制上の支援を行います。
- ⑫ 県営住宅を活用することによって、社会福祉法人等が行う障がいのある人のグループホームの開設を支援します。
- ⑬ 障がいのある人の社会参加の促進を図るため、障がい福祉団体が開催する各種大会を支援します。



4 障がいのある子どもに対する支援の充実

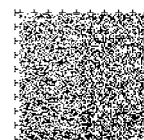
【現状と課題】

障がいのある子どもに対する支援については、障がいの種類・程度や一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行う必要があることから、教育、福祉、医療等の関係機関が連携を図りながら、育成・教育施策の充実を図ってきました。

また、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないと定められています。このため、その実現を目指し、教育、福祉、医療等の関係機関と連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが必要です。

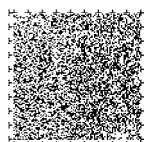
【施策の方向】

- ① 障がい児に関する情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援するとともに、児童発達支援、放課後等デイサービスといった障がい児通所サービスの充実を図ります。
- ② 在宅で生活する重症心身障がい児者への支援を行うため、専門的な体制を備えた短期入所や居宅介護等事業所の充実を図ります。
- ③ 医療的ケアが必要な障がいのある子どもが、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。
- ④ 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保育所等の受入れに係る市町村事業の支援を行い、受入体制の整備を促進します。
- ⑤ 集団生活を通じて障がいのある子どもの療育及び生活適応能力を高めるためキャンプ事業を実施するとともに、障がいのある子どもの機能訓練及びその保護者に対し家庭での訓練指導等を行う早期訓練事業を実施します。
- ⑥ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するための体制の整備を図るとともに、保育従事者の専門性の向上を図ります。
- ⑦ 市町村と連携し、放課後児童クラブが障がいのある子どもを受け入れるために必要な施設整備や専門的知識を有する放課後児童支援員等の配置に対し支援を行います。



⑧ 「福岡県乳幼児聴覚支援センター」を設置し、支援が必要な乳幼児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。

また、「福岡県新生児聴覚検査体制整備検討会議」において、県・市町村・医療機関・乳幼児聴覚支援センター等の関係機関相互の情報共有体制の構築について協議を行うとともに、市町村からの要望を踏まえ、広域的な検査体制や各種様式、経費負担に係る協議を行うことにより、公費負担実施市町村の拡大を図ります。



5 障がい福祉サービスの質の向上等

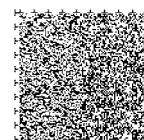
【現状と課題】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスや支援の量的・質的充実を図ってきました。

今後も、障がいのある人に対する個々のきめ細やかな福祉サービスの質の向上が必要です。

【施策の方向】

- ① 共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、障がい福祉サービス事業所等の職員に対する研修を実施します。
- ② 障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を計画的に確保していきます。
- ③ 障がい福祉サービスの支給決定が適切に行われるよう、実施主体である市町村への指導を行うとともに、障害支援区分認定調査員や審査会委員に対する研修を実施します。
- ④ 障がい福祉サービス事業所等が提供するサービスの質の向上のため、集団指導や実地指導を実施します。
- ⑤ 障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者や相談支援従事者等を養成し、障がい福祉サービス等に従事する人材の確保を図ります。
- ⑥ 事業者が提供する福祉サービスの内容を第三者が評価する取組を支援することにより、福祉サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促します。



6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等

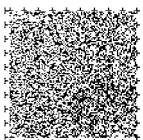
【現状と課題】

障がいのある人のより一層の社会参加を促進するため、引き続き福祉用具の研究開発・情報提供に努めるとともに、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成や補助犬の役割等に関する広報啓発に努める必要があります。

引き続き、より安全で有用な福祉用具の開発と適切な普及が求められています。

【施策の方向】

- ① 補装具や日常生活用具の購入等に対する支援を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、時代に応じた福祉用具等の普及を促進します。
- ② 福岡県介護実習・普及センターにおいて、介護に必要な知識や技術が習得できるよう介護講座などを実施するとともに、福祉用具を展示し、専門相談員による相談を通じて、福祉用具の利用促進を図ります。
- ③ ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワークのもと、病院・福祉施設など現場ニーズに基づいた医療福祉機器の開発を推進します。
- ④ 福岡県立大学において、他大学、試験研究機関、企業及び行政機関との連携を通じて、保健・医療・福祉の発展に有用な研究を推進します。
- ⑤ 補助犬を育成する団体に対して育成費を補助し、障がいのある人が補助犬を活用できる機会が増えるよう普及に努めます。
- ⑥ 身体障害者補助犬法の趣旨や補助犬の役割について、県民や事業所等への広報啓発に努めます。



7 障がい福祉を支える人材の養成・確保

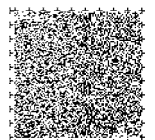
【現状と課題】

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人に対する個々のきめ細やかな福祉サービスを提供する体制が必要であり、これまでも専門的な技術や知識を有する人材の養成・確保に努めてきました。

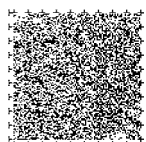
人口減少社会の進展に伴う労働力人口の減少や、福祉分野では一般に他業種と比較して人材の確保・定着が難しい状況にあることから、福祉サービスを支える人材をしっかりと養成・確保していく必要があります。

【施策の方向】

- ① 障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者や相談支援従事者等を養成し、障がい福祉サービス等に従事する人材の確保を図ります。（再掲第5節5－⑤）
- ② 障がい特性に関する知識を有したホームヘルパーを養成・確保するため、養成研修や資質向上研修を推進します。
- ③ 県福祉人材センターや地区福祉人材バンクにおいて、福祉人材に特化した無料職業紹介を実施するとともに、情報提供や就業の援助を行うことにより、福祉人材の確保を図ります。
- ④ 社会福祉事業従事者等に対する研修等を充実強化することにより、質の高い福祉人材の養成を行います。
- ⑤ 福岡県立大学において、保健・医療・福祉の現場で活躍することができる専門的な技術や知識を有した社会福祉士、精神保健福祉士、看護師等を養成します。
- ⑥ 看護師等修学資金貸与制度により看護師、准看護師、助産師、保健師の確保及び定着を図るとともに、福岡県ナースセンター等において、未就業の看護師等に対する就業促進事業により、看護職員の確保を図ります。
- ⑦ 県立高等技術専門校介護サービス科において、福祉施設や病院等の介護職員を養成します。また、介護福祉士国家試験を受けるために必要な実務者研修を実施し、即戦力として就業できる人材を養成します。
- ⑧ 市町村における保健師の確保を支援するとともに、専門的な技術の向上に資する



現任教育を実施し、地域保健対策の推進を図ります。



8 研修体制の充実

【現状と課題】

質の高いサービスを提供するため、社会福祉従事者等に対する研修の充実を図るとともに、県職員が障がいに関する正しい知識を習得し、意識向上を図るための研修を実施してきました。

多様化する福祉サービスのニーズに対応するため、今後も、研修体制の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 社会福祉事業従事者等に対する研修等を充実強化することにより、質の高い福祉人材の養成を行います。（再掲第5節7－④）
- ② 行政機関、社会復帰施設、その他関係機関などで精神保健福祉業務に従事する職員を対象に専門的研修を行い、技術的水準の向上を図ります。
- ③ 障がい福祉施策は、すべての行政分野に関わるため、県職員が障がいに関する正しい知識を習得し、理解を深めることができるよう介護体験等の研修を実施します。



第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実

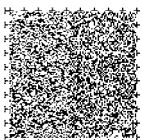
【基本的考え方】

障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーション・療育を受けられるよう、地域医療体制等の充実や保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実を図ります。

特に入院中の精神障がいのある人については、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療の提供・支援を行うことによって早期退院・地域移行を推進します。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進めます。

- 1 保健・医療サービスの充実
- 2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実
- 3 発達障がい児者の支援の充実
- 4 精神保健福祉施策の充実
- 5 難病に関する保健・医療施策の推進
- 6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療



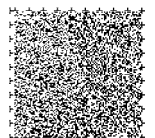
1 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

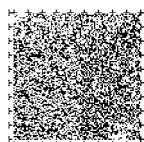
障がいのある人の健康の保持・増進のため、保健・医療サービス、リハビリテーション等の提供体制の充実が必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、高齢化等による障がいの重度・重複化の予防及びその対応に留意します。
- ② 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障がい者医療、指定難病に係る特定医療、特定疾患治療研究事業などの公費負担制度の円滑な実施に努めます。
- ③ 発達障がいについて、正しい知識の普及を図るとともに、啓発に努め、適切な支援を行います。
- ④ 高次脳機能障がいのある人への支援が身近な地域でできるよう、各所に地域支援拠点機関を設置し、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、各種支援やサービスの提供を行います。
- ⑤ 難病患者に対する医療提供体制を整備することにより、良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整えます。
- ⑥ 障がい福祉サービス事業所の従業員に対する養成研修（重度訪問、同行援護、ホームヘルパー、移動介護、行動援護、喀痰）を実施する事業所の指定を行い、各種研修体制の充実を図ります。
- ⑦ 福岡県こども療育センター新光園において、肢体不自由児や発達障がいの診断、治療、訓練、相談をはじめ、児童発達支援事業や障がい児短期入所などを実施し、在宅の障がい児やその家族を支援します。
- ⑧ 福岡県障がい者リハビリテーションセンターにおいて、障がいのある人が円滑に地域生活に移行できるよう、障がい特性に応じた必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供するとともに、高次脳機能障がいのある人や発達障がいのある人を対象とした支援を行います。



- ⑨ 歯科医師や歯科衛生士を対象とした研修等の実施により、障がいのある人の歯科診療が可能な医療機関の確保を図ります。また、障がい者（児）歯科診療の後方支援病院が存在しない筑豊地区において、全身管理が可能な筑豊口腔保健センターを活用し、当該地区の障がいのある人に対する歯科診療の充実を図ります。



2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実

【現状と課題】

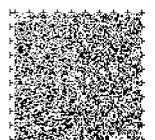
重症心身障がい・医療的ケア児者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関の確保など支援体制の整備に努めるとともに、介護する家族の負担軽減を図ってきました。

今後も、重症心身障がい・医療的ケア児者とその家族が身近な地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制の構築を図ることが必要です。

特に新型コロナウイルス感染症や大規模災害時にも対応できるよう、充実した支援体制の構築を図ることが必要です。

【施策の方向】

- ① 福岡県こども療育センター新光園において、介護する家族が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合や大規模災害が発生した場合などの緊急事態にあっても重症心身障がい・医療的ケア児等を受け入れることのできる体制を整備します。
- ② 重症心身障がい・医療的ケア児者が必要とする保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整できる医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施します。（再掲第5節3-④）
- ③ 新規に開設した医療型短期入所事業所の職員の技能向上を図るため、重症心身障がい・医療的ケア児者の障がい特性に関する知識や支援技術を習得するための実地研修を実施します。（再掲第5節3-⑤）
- ④ 重症心身障がい・医療的ケア児者の受入体制の強化を図るため、医療機関等の職員に対し、設置基準や報酬など新規開設に向けた説明会を実施するなど医療型短期入所事業所の開設を支援します。（再掲第5節3-⑥）
- ⑤ 在宅で喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児を支援するため、障がい福祉サービス事業所等の介護職員等が受講する喀痰吸引等研修費用の一部を助成します。（再掲第5節3-⑦）
- ⑥ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者を介護する家族の負担軽減を図るため、市町村が訪問看護師を派遣してレスパイトケアを行う事業を支援します。（再掲第5節3-⑧）



3 発達障がい児者の支援の充実

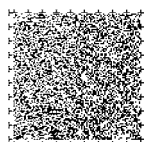
【現状と課題】

発達障がいは、早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく支援を行うことが求められることから、保健・医療・福祉等の関係機関が相互に連携しながら、地域における包括的な支援体制の充実を図ってきました。

今後も、地域の身近な場所で受けられる支援、家族なども含めたきめ細やかな支援、乳幼児期から親亡き後や高齢期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等の充実に向けた取組が必要です。

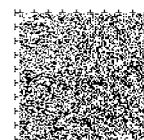
【施策の方向】

- ① 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。また、地域の支援者が発達障がいに関する専門的な知識を学べる研修の充実を図るとともに、発達障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- ② 発達障がいのある人や家族同士が集まり、同じ悩み、課題、体験等から来る感情を共有することによって、安心感や自己肯定感を得ることができるピアサポートの推進を図ります。また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶためのペアレントトレーニングの推進を図ります。
- ③ 県内に3か所設置した医療連携型の発達障がい児等療育支援事業所において、医師や専門職員による医学的知見に基づいた療育指導や相談等を行い、発達障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。
- ④ 日常の診療の中で最初に発達障がいのある人を診療する機会の多いかかりつけ医に対し、発達障がいに関する研修を実施するほか、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行うなど、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組めます。
- ⑤ 発達障がい者支援拠点病院において、県内の医師や関係機関に対する発達障がいの症例に関する医学的支援、診療に関わる医師の育成及びネットワークの構築、支



援者に対する講習会及び研修会の監修を行うなど、身近な地域における発達障がいのある人に対する支援を強化します。

- ⑥ 地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、地域における発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。
- ⑦ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会を捉え、ブルーライトアップや啓発講演等の活動を行います。

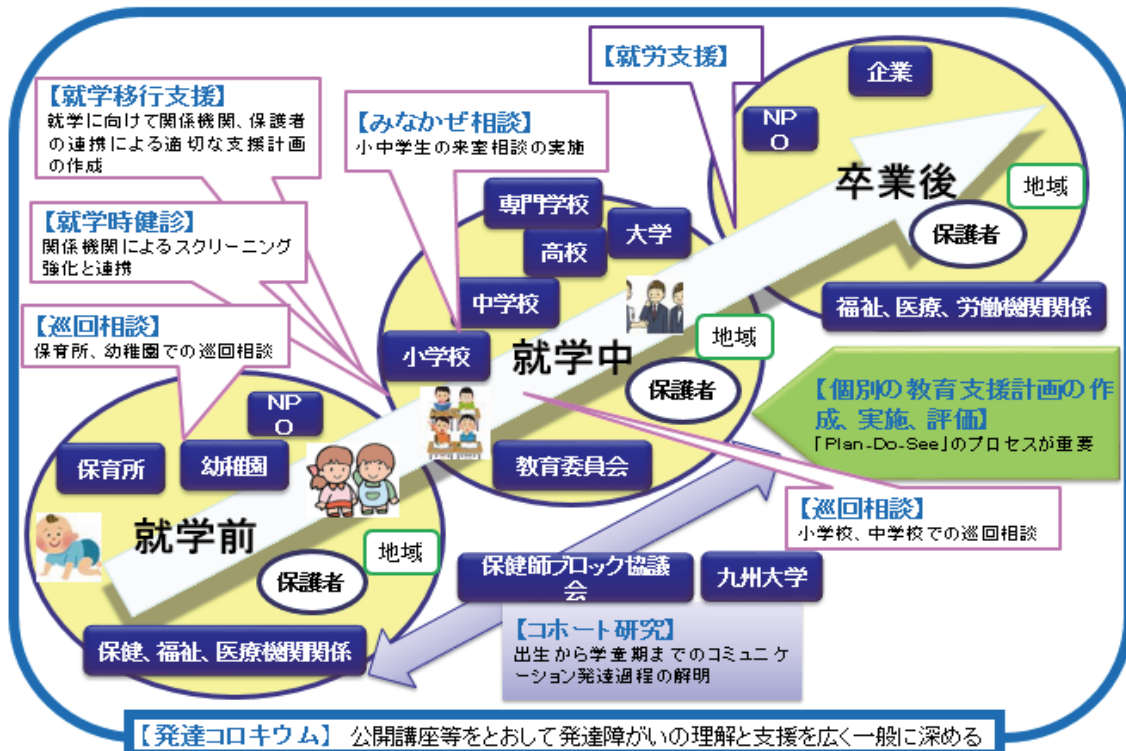


発達障がい等の早期発見から早期支援につなげる地域連携の取組紹介

○発達障がい等支援糸島プロジェクト

発達障がい児と一緒に、糸島ならではの支援システムを、みんなで構築する実践型プロジェクト。糸島市と九州大学が合同で、平成11年から実施。

発達障がい等支援糸島プロジェクト - 発達障がいのある子どもを生涯にわたって支援

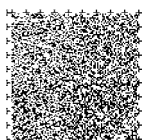


[プロジェクトの紹介]

「発達障がい等支援糸島プロジェクト」には、多職種の専門家—保育士、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、言語療法士、理学療法士、作業療法士、教育・福祉の行政職のほかに、医師、特別支援学校教諭、社会福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、NPO、大学・研究所の研究者、学生ボランティアなどが参加。

発達障がいの早期発見・早期対応のために、乳幼児健診の再構築を目指した糸島市保健師研究協議会と九州大学発達心理学研究室が連携し、乳幼児研究の視点を取り入れた縦断的コホート調査を実施したことから始まり、その成果は乳幼児期の共同注意を軸とした社会的認知の定型発達過程の解明と、発達障がいの初期予兆の解明に貢献。

早期発見した対象児を継続的に支援するために、市が主体的に取り組み、多様な支援機関も参画し、発達障がいの早期支援につなげている。



4 精神保健福祉施策の充実

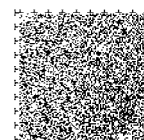
【現状と課題】

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、円滑な退院促進や地域生活の継続を図るための事業に取り組んできました。

引き続き、精神障がいのある人の地域移行を進めるため、関係機関が連携した取組を実施していくことが必要です。

【施策の方向】

- ① 入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域移行・地域定着を推進するため、関係機関が連携して支援する体制を構築します。
- ② 精神障がいのために、自傷他害のおそれがあるとされる者や自傷他害のおそれはないが速やかな精神科受診が必要と推定される者に対し、夜間及び休日において、迅速かつ適切な医療及び保護を行います。
- ③ 一般科医療機関等と精神科医療機関との連携を促し、地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進します。
- ④ 精神障がいのある人が継続して地域で生活できるよう訪問指導を行い、病状が悪化する前に早期に適切な支援に繋がります。
- ⑤ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
- ⑥ 精神障がいのある人の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。
- ⑦ 県民の精神保健福祉の向上と精神障がいのある人の自立や社会参加を目的として、精神障がいのある人の理解を促進する啓発イベントを実施します。
- ⑧ 精神障がいのある人やその家族の悩みや不安を解消するため、同じく精神障がいのある人の家族であり、相談に対応できるスキルを持っている家族団体が相談事業を実施します。
- ⑨ 精神障がいのある人の人権に配慮した医療の確保を図るため、医療機関に対する指導等を実施します。
- ⑩ ひきこもり、アルコール、薬物、ギャンブルなど複雑多様化する心の悩みについ



て、正しい知識の普及啓発と相談事業を実施します。また、家族会、患者会等に対して相談指導を行い、育成に努めます。

⑪ 保健福祉（環境）事務所及び精神保健福祉センターにおいて、家族会、患者会等に対して、相談指導し、育成に努めます。

⑫ 県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者で構成する「認知症施策推進会議」における協議を踏まえ、保健・医療・介護・福祉だけでなく、教育、交通、住宅、買い物支援、消費者保護などの幅広い分野に渡る総合的な認知症施策を推進します。



5 難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

難病患者及びその家族が身近な地域で安心して暮らすことができるよう、難病診療連携拠点病院の指定などを行ってきました。

今後も、難病患者に対する医療提供体制等の整備に引き続き取り組むことが必要です。

【施策の方向】

- ① 難病患者に対する医療提供体制を整備することにより、良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整えます。
- ② 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- ③ 地域で生活する難病患者及びその家族等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解決を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における支援対策の推進を図ります。



6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

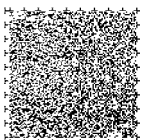
【現状と課題】

障がいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療の推進を図るため、保健施策の充実を図ってきました。

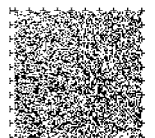
引き続き、保健・医療・福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していく必要があります。

【施策の方向】

- ① 新生児期（出生後5～7日以内）に先天性代謝異常症等の早期発見のための検査を行い、検査結果が陽性の場合、精密検査の受診状況を把握するなどのフォローアップを行います。
- ② 心身の発達に問題がある子どもについては、早期に専門的で適切な助言・指導・訓練を行うことでその後の発育・発達が大きく改善されることから、個々の対象児に適した支援を行います。
- ③ 周産期医療対策においては、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。
- ④ 妊娠高血圧症候群等に罹患した妊産婦に対して医療費の一部を助成することにより、早期に適切な医療につなげ、当該妊産婦及び子どもの健康保持を図ります。
- ⑤ 障がいのある子どもを対象に医療専門職員による機能訓練を行うとともに、保護者を対象に家庭における訓練方法等を指導する早期訓練事業を実施します。
- ⑥ 生活習慣病の発症予防、早期発見と重症化予防について、「いきいき健康ふくおか21」等に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進に取り組みます。
- ⑦ 外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携の促進を図ります。
- ⑧ 新生児集中治療管理室（NICU）病床数について、地域により格差があるため、必要に応じた病床の整備に努めます。また、NICUの長期入院児の解消に向け、障がい児入所施設や病院等関係機関との連携を図り、調整機能の充実に努めます。
- ⑨ 「福岡県乳幼児聴覚支援センター」を設置し、支援が必要な乳幼児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。



また、「福岡県新生児聴覚検査体制整備検討会議」において、県・市町村・医療機関・乳幼児聴覚支援センター等の関係機関相互の情報共有体制の構築について協議を行うとともに、市町村からの要望を踏まえ、広域的な検査体制や各種様式、経費負担に係る協議を行うことにより、公費負担実施市町村の拡大を図ります。(再掲第5節4-⑧)



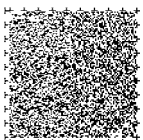
第7節 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

県の窓口等における障がいのある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

また、選挙や司法手続等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

- 1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等



1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

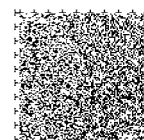
【現状と課題】

障害者差別解消法において、行政機関等に対し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられました。また、県では障害者差別解消法の実効性を確保するために平成 29 年に福岡県障がい者差別解消条例を制定しました。

障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、障がい特性に応じた必要かつ合理的な配慮を実施することが必要です。

【施策の方向】

- ① 県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法や福岡県障がい者差別解消条例に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ② 障がい福祉施策は、すべての行政分野に関わるため、県職員が障がいに関する正しい知識を習得し、理解を深めることができるよう介護体験等の研修を実施します。
(再掲第 5 節 8 - ③)
- ③ 県における行政情報の提供等に当たっては、知事会見時における手話通訳者の配置、情報通信技術（ICT）を活用した対応等、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。



2 選挙等における配慮等

【現状と課題】

障害者基本法において、「地方公共団体は、選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」と規定されています。引き続き、投票所のバリアフリー化、投票機会の確保等に努める必要があります。

【施策の方向】

- ① 点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた情報提供に努めます。（再掲第3節4-②）
- ② 市町村に対し、障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるよう助言します。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。



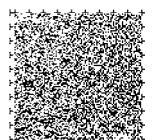
3 司法手続等における配慮等

【現状と課題】

障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続において障がい特性に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

【施策の方向】

- ① 心理学等の専門家を招へいした講義や研修等を実施し、警察職員が障がいに関する正しい知識、理解を深め、障がい特性に応じた各種捜査活動を推進していきます。
- ② 障がいのある人が被害者又は被疑者となった場合、意思疎通を円滑に行うことができるよう警察において適切な配慮を行います。
- ③ 矯正施設に入所している障がいのある人の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、出所等後に必要な福祉サービスを利用するための支援を行います。



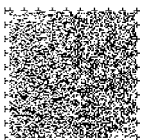
4 資格に関する配慮等

【現状と課題】

各種資格の取得において、障がいのある人に不利益が生じないように、試験の実施等において必要かつ合理的な配慮を行うことが必要です。

【施策の方向】

県が実施する試験等において障がいのある人に不利が生じないように、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた見直しを行います。



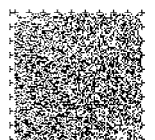
第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

【基本的考え方】

障がいのある人が自立した生活を営むためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、一般就労が困難な者に対しては障がい者施設における就労支援の充実・強化により工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

- 1 総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援
- 3 障がい者雇用の促進
- 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5 障がい者施設における就労支援の充実・強化



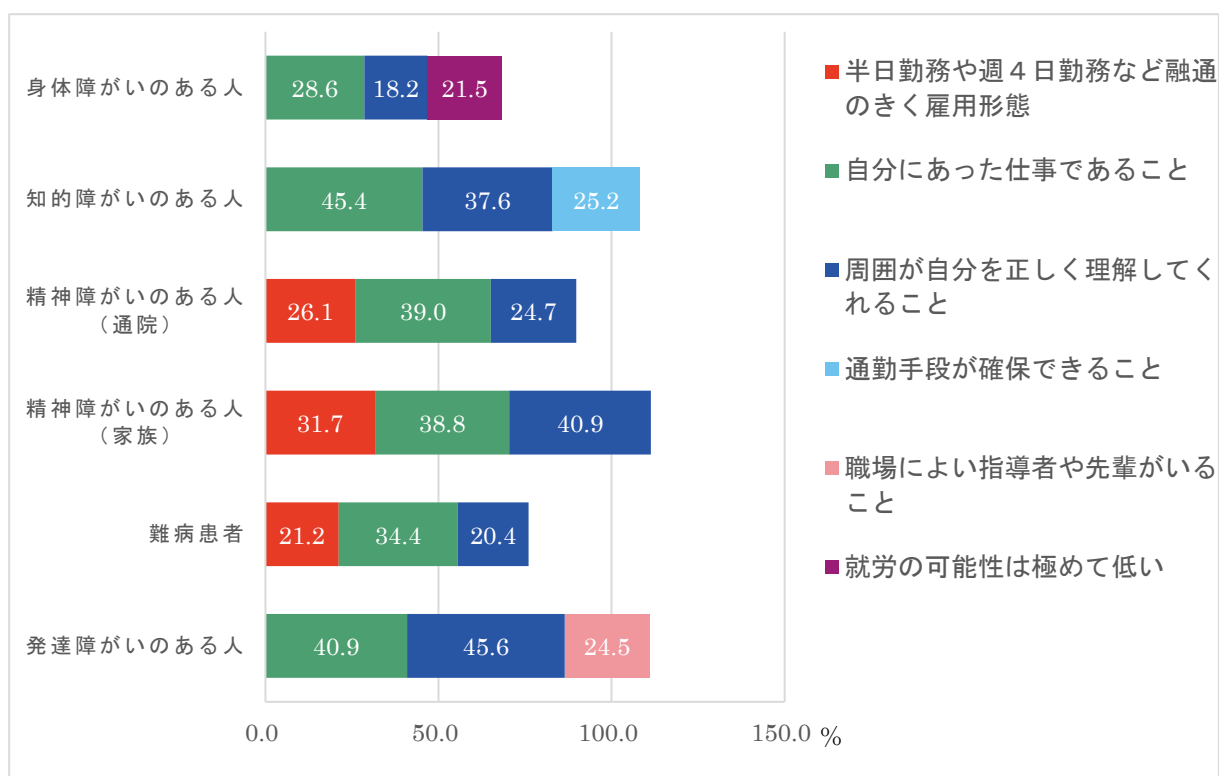
1 総合的な就労支援

【現状と課題】

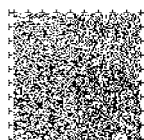
障がいのある人の職業的自立のためには、就職に関する相談や職業能力の開発、就職活動、就職後の定着などそれぞれの状況に応じて関係機関と協力して総合的に支援を行うことが重要です。

関係機関との連携体制をさらに充実し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うことが必要です。

働くために必要な条件（複数回答：上位3項目）

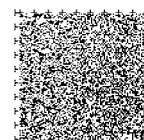


資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果



【施策の方向】

- ① 県内 13 か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。
- ② 求職者と企業の双方に対して、相談、マッチングによる紹介、就職後の定着支援まで、個々の状況やニーズに応じたサポートを行います。また、障がい者雇用のためのセミナーや障がいのある人との交流会等を実施します。
- ③ 福岡障害者職業能力開発校において障がい特性に応じた職業訓練を実施するほか、民間機関を活用し、身近な地域において障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- ④ 特別支援学校の生徒の就職に対する意欲向上及び企業における障がい者雇用への理解促進のため、企業への実習の促進を図るとともに企業の人事担当者と教職員の交流を図ります。
- ⑤ 雇用情勢や技術革新に対応した障がいのある人の職業能力の開発を図るため、福岡障害者職業能力開発校の訓練内容や指導体制の充実に努めるとともに、訓練生一人ひとりの能力・適性に応じたきめ細やかな訓練の実施に努めます。
- ⑥ 福岡障害者職業能力開発校への入校を促進するため、各種広報媒体、行政機関及び学校等を通じた啓発活動に努めます。



2 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がいのある人が経済的に自立するためには、所得保障が重要な役割を果たすことから、障がいのある人のための公的な年金、手当等の制度について周知及び利用促進に努めてきました。

今後も引き続き、年金、手当、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努める必要があります。

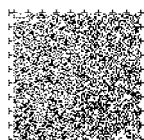
障がいのある人に関する公的な年金、手当等の制度を知らないため受給していないと回答した人の割合

身体障がいのある人	知的障がいのある人	心身障がいのある子ども	精神障がいのある人(通院)	難病患者	発達障がいのある人
15.6%	4.9%	10.9%	5.5%	6.2%	11.4%

資料：令和元年福岡県障がい者実態調査結果

【施策の方向】

- ① 障がいのある人が行う事業に係る個人事業税や障がいのある人の日常生活に欠くことのできない自動車に係る自動車税（環境性能割・種別割）を減免し、税制上の支援を行います。
- ② 障がいのある人の生活安定のため、各種年金・手当、心身障がい者扶養共済制度等について、制度の周知と利用促進を図ります。
- ③ 障がいのある人が県所有・管理施設を利用するに当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等の割引・減免等の措置を講じます。
- ④ 障がいのある人（特に精神障がいのある人）に対する公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等が実施されるよう、事業者等関係機関に対して要望を行います。
- ⑤ 障がいのある人の経済的負担を軽減するための各種割引・減免等の制度の周知を図ります。



3 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

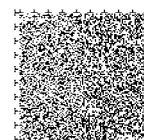
障がいのある人の民間企業への就業について、令和2年6月1日時点で障がい者雇用率は2.18%となっているものの、法定雇用率2.2%は達成していません。

令和3年3月には、法定雇用率が引き上げ（民間企業：2.3%、地方公共団体：2.6%）られたことから、より一層の障がい者雇用が求められています。特に、法定雇用率未達成企業の多くを占める中小企業に対する障がい者雇用の働きかけが必要です。

また、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く就職できるよう企業の障がい者雇用に対する理解を一層深めていくことが必要です。

【施策の方向】

- ① 障がい者雇用率未達成企業等に対し、障がい者雇用に係る助成金制度の説明や雇用ノウハウの提供、事業主による合理的配慮の提供義務についての啓発を行います。
- ② 求職者と企業の双方に対して、相談、マッチングによる紹介、就職後の定着支援まで、個々の状況やニーズに応じたサポートを行います。また、障がい者雇用のためのセミナーや障がいのある人との交流会等を実施します。（再掲第8節1-②）
- ③ 使用者による障がい者虐待の防止等など労働者である障がいのある人の権利保護のため、通報・相談があった場合は国と連携して対応します。
- ④ 令和2年3月に策定した「福岡県障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいの種類、程度などに応じて、職員一人ひとりの能力を有効に発揮できる職場環境づくりを目指します。
- ⑤ 県の工事及び物品等に関する入札制度において、入札参加資格者審査事項に障がいのある人を雇用している事業者を評価する仕組みを盛り込み、地域貢献活動評価項目の一つとして得点を付与します。



4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

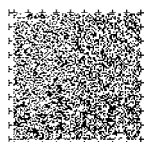
【現状と課題】

障がいのある人がその能力を發揮して働く機会を拡げていくためには、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じたきめ細かな就労支援を行っていく必要があります。

特に平成 30 年度から精神障がいのある人が法定雇用率の算定基礎に算入され、令和 3 年 3 月に法定雇用率が引き上げられたことから、こうした状況に対応した支援体制を整えていくことが必要です。

【施策の方向】

- ① 県内 13 か所の障害者就業・生活支援センターのうち、中核となるセンターに、心理専門職（7センター）や精神保健福祉士等（4センター）を配置し、障がい特性や職業適性を的確に把握するためのカウンセリングや心理検査、また、求職者・家族に対する相談支援や生活指導を行うなど、就労支援体制を強化しています。
- ② 求職者と企業の双方に対して、相談、マッチングによる紹介、就職後の定着支援まで、個々の状況やニーズに応じたサポートを行います。また、障がい者雇用のためのセミナーや障がいのある人との交流会等を実施します。（再掲第 8 節 1 - ②）
- ③ 情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない「テレワーク」は、障がいのある人の雇用機会を広げる大きな可能性があるため、県内企業等へ導入の働きかけを行います。
- ④ 農業分野では、県が作成した「農業分野における障がい者雇用マニュアル」などを活用し、障がい特性を踏まえた参画の推進を図ります。



5 障がい者施設における就労支援の充実・強化

【現状と課題】

県では障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図ることにより、障がいのある人の収入向上に努めてきました。

本県における平均収入は全国平均を下回っています。同製品の販路開拓など、収入向上施策の一層の推進が必要です。

就労継続支援 B 型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本県	13,539	13,841	14,218	14,215
全国平均	15,295	15,603	16,118	16,369

【施策の方向】

- ① 障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口の活性化を図ります。また、商工団体や農業団体が参画する共同受注推進協議会との連携を進めます。
- ② 低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導などの経営力強化に向けた支援のほか、「まごころ製品」のPR強化や農福連携マルシェの開催、人材確保の支援といった農福連携の促進等に取り組めます。
- ③ 障害者優先調達推進法に基づき、県や市町村等の物品やサービスの調達において、障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の積極的な調達を推進します。



「まごころ製品」ロゴマーク



第9節 教育の充実

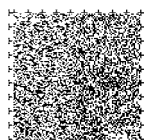
【基本的考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、高等教育における障がいのある学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がいのある学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

さらに、障がいのある人が、学校卒業後も一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

- 1 インクルーシブ教育システムの推進
- 2 教育環境の整備
- 3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進
- 4 生涯を通じた多様な学習活動の充実



1 インクルーシブ教育システムの推進

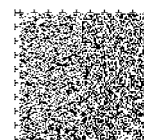
【現状と課題】

「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、全ての学校の全ての教職員によって障がいのある子どもたちの自立と社会参加を推進していくことが一層強く求められています。

このため、学校教育においては、就学前から学校卒業後までを見通し、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援を行うため、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続した「多様な学びの場」を一層充実させていくことが必要です。

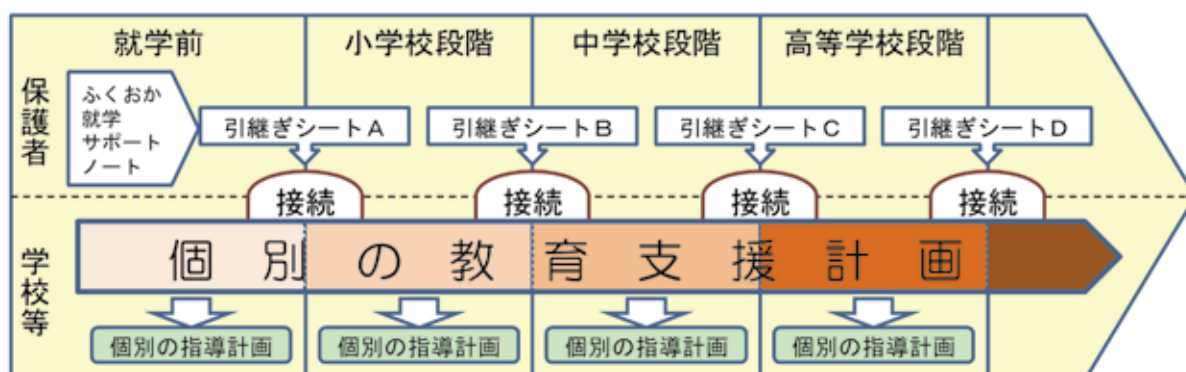
【施策の方向】

- ① 幼児児童生徒の障がいの状態や程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子どもが充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けることのできる教育の充実を図ります。
- ② 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶとともに互いに理解し合うことができるようにするため、交流及び共同学習を一層推進します。
- ③ 市町村教育委員会の就学担当者や教育支援委員会委員を対象とした研修会を実施し、市町村教育委員会の機能充実を支援します。
- ④ 学校全体で組織的に特別な教育的支援が必要な児童生徒への教育に取り組むため、特別支援教育コーディネーターの活用、校内委員会の活性化など校内体制の充実を図ります。
- ⑤ 幼児児童生徒の一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた適切な指導を行うため、個別の教育支援計画に基づいた合理的配慮の提供、個別の指導計画に基づく適切かつ効果的な指導の充実を図ります。
- ⑥ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対しては、看護職員等の適切な配置による医療的ケアの実施など、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に対応した指導の充実を図ります。
- ⑦ 高等学校の入学試験において、障がい等のために受験に際して配慮が必要と認め



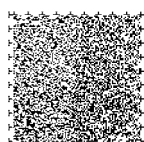
られる生徒については適切な配慮を行います。

- ⑧ 通級による指導担当教員と在籍学級担任との連携を深め、通級による指導の充実を図るとともに、小・中学校からの一貫した支援を行うため、教育課程、指導内容、実施形態等の検討や担当教員の育成等を進め、高等学校等における通級による指導の取組を推進します。
- ⑨ 教育、労働、福祉等の関係機関が相互に連携し、障がいのある子どもの進路希望実現に向けた取組の強化を図るとともに、確実な移行支援を図るための体制整備を進めます。
- ⑩ 市町村教育委員会が、医療や福祉等の関係部局と連携して、域内の小学校や幼稚園等に関し、必要な教育相談・支援体制が構築できるよう、近隣の特別支援学校や県発達障がい者支援センター等を通して支援します。
- ⑪ 個別の教育支援計画や個別の指導計画、ふくおか就学サポートノートなどの活用促進を図り、継続性のある指導及び支援の充実を図ります。



継続性のある支援体制（個別の教育支援計画及び個別の指導計画、ふくおか就学サポートノート）

- ⑫ 私立学校における特別支援教育の充実を図るため、その重要性・必要性を周知するとともに、私学団体と連携し教職員研修の充実を促進します。



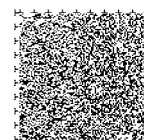
2 教育環境の整備

【現状と課題】

特別支援学校では、児童生徒数・学級数の増加に伴う教室数の不足が深刻な課題となっており、県教育委員会では、「県立特別支援学校の今後の整備方針」及び「県立特別支援学校設置計画」に基づき、受入体制の整備を進めていきます。

また、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教育環境の整備を更に充実させる必要があります。

福岡県 義務教育段階における特別支援学校・特学・通級対象者数の推移



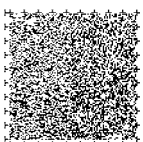
福岡県 特別支援学校在籍者数の推移

(幼稚園・小学部・中学部・高等部計) (H22～R1)



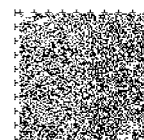
【施策の方向】

- ① 今後の児童生徒数の見込み等を踏まえ、適切な教育の場を確保する観点に立って、県立特別支援学校の整備を図ります。
- ② 教職員が特別支援教育に係る専門性を高めるための研修の充実を図るとともに、今後の特別支援教育を牽引する人材の育成を推進します。
- ③ 小・中・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒の相談・支援、教員への支援、研修への協力等、特別支援学校のセンター的機能の一層の充実を図ります。
- ④ 小・中・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒の支援を行うための特別支援教育支援員の配置について、市町村に対して情報提供を行い配置の促進を図ります。
- ⑤ 一人ひとりの障がいの状態や特性及び社会の変化を踏まえた効果的な指導を行うため、大学や企業との連携、情報通信技術（ICT）や音声教材等を活用した学習や主体的・対話的で深い学びの実践など、教育環境の充実を図ります。
- ⑥ 県立学校施設の多様化する教育環境のニーズに応じた校舎等の施設・整備の充実



に努め、教育環境の維持改善を計画的に行います。

- ⑦ 特別支援学校における専門性の向上を図るため、医療・保健・福祉等に関する外部専門家の活用を図るとともに、スクールカウンセラーの活用を促進します。



3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進

【現状と課題】

大学等高等教育の場において、障がいのある人についての理解促進やバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある入学志願者からの事前相談や障がいのある学生からの個別相談への対応など支援体制の充実を推進してきました。

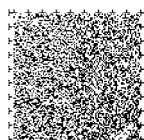
障がいのある人からの相談は多種多様であり、高等教育における障がいのある学生に対する支援に当たっては、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、適切な支援を行うことができるよう環境の整備等に努めることが必要です。

【施策の方向】

- ① 県立3大学（※）が提供する様々な機会において、障がいのある学生も障がいのない学生もともに参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。
- ② 障がいのある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、県立3大学の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を推進します。
- ③ 県立3大学の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制等に関する情報公開を推進します。
- ④ 県立3大学における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の充実を促進します。
- ⑤ 県立3大学において、障がいのある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を促進します。

※ 県立3大学

県が設立している公立大学法人九州歯科大学（北九州市）、公立大学法人福岡女子大学（福岡市）、公立大学法人福岡県立大学（田川市）のこと。



4 生涯を通じた多様な学習活動の充実

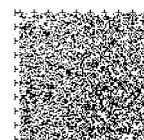
【現状と課題】

学校卒業後においては、学習の場が限られていたり、学習機会に関する情報が適切に提供されていないことなどから、障がいのある人にとって生涯を通じて学ぶ機会を確保することが課題となっています。

このため、学びをさらに推進し、障がいのある人が地域において、様々な人々と共に学び、支え合って生きていく共生社会の実現に向けた取組が求められています。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人に学びの場を提供するNPOに対し、企業や行政との協働を働きかけたり、団体運営の相談に応じるなど、多様な学びの場が継続的に確保されるよう支援します。
- ② NPOや行政、大学等が提供する障がいのある人の学びの場に関する情報を収集し、ホームページやメールマガジンなどを通じて提供します。
- ③ 地域人材の協力を得て、学校支援活動を実施する「地域学校協働活動事業」を特別支援学校等においても推進します。
- ④ 障がいのある児童・生徒とその家族を対象に自然体験やものづくり体験等様々な体験活動の機会を提供し、内容の充実を図ります。
- ⑤ 障がいのある人が、読書の喜びや心の豊かさを育むことができる読書環境の整備・充実を推進します。



第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

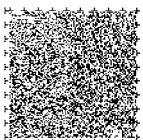
【基本的考え方】

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、障がい者スポーツの一層の普及に努めるとともに、障がい者スポーツの競技力向上を図ります。

- 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上



1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

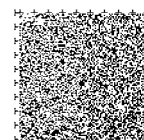
障がいのある人の文化芸術活動は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するために推進するものです。

県では、「ふくおか県民文化祭」開催事業の一つとして、「ふくおか県障がい児者美術展」等を開催するなど、障がいのある人の文化芸術活動の推進に努めてきました。

令和3年3月に策定した「福岡県文化芸術振興基本計画」に基づき、より一層の障がいのある人の文化芸術活動の推進を図ることとしており、その推進に当たっては、文化芸術活動に取り組む福祉サービス事業所などが指導支援の方法を相談できる体制の整備や、指導者を育成する施策を推進することが必要です。

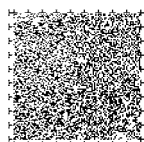
【施策の方向】

- ① 県有文化施設において、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組を進めるなど、障がいのある人のニーズに応じた工夫・配慮を提供していくよう努めます。
- ② 県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会など鑑賞しやすく、施設を利用する動機付けとなるような公演や展覧会等を開催します。
- ③ 特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進し、居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会の創出に努めます。
- ④ 地域の多様な人たちが交流しながら作品を創造し、発表できる機会を充実し、障がいのある人もない人も共に相互理解や多様性を受け入れられる社会の実現を図ります。
- ⑤ 「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村にも協力を求め、障がいのある人が創造した作品を発表する機会の拡大を図ります。
- ⑥ 障がい福祉サービス事業所等へ美術や舞台芸術などの専門アドバイザーを派遣するとともに、障がい特性に応じた創作支援を学ぶセミナーの開催などに取り組み、



障がい福祉サービス事業所等における創造活動の充実を図ります。

- ⑦ 障がいのある人の文化芸術活動に関する相談、助言や情報提供などを行う「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター」の取組を進めます。
- ⑧ 著作権など作品等に伴う権利の理解を促進するため、福祉関係者、教育関係者などを対象とした、作品の権利保護等の専門家による研修会を開催します。
- ⑨ 障がいのある人が創作した作品について多くの人に鑑賞してもらうだけでなく、作品の販売や収益の向上につなげていく新たな仕組みづくりに取り組みます。
- ⑩ 文化施設、学校等において創造活動の指導・支援を行う人材や、鑑賞支援を行う人材の育成に努めます。
- ⑪ 市町村、福祉団体、文化芸術団体、教育機関、行政等の関係者が持つ課題を共有し、専門家等が助言する場の提供などにより、文化芸術活動を支える関係者を増やすとともに、ウェブサイトやSNSを使用し、継続して情報交換ができる環境を整備します。
- ⑫ 障がいのある人が安心して文化施設を利用できるよう、施設のバリアフリー情報を検索することのできるウェブサイト「ふくおかバリアフリーマップ」の掲載内容の充実を図ります。



2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競 技力向上

【現状と課題】

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、パラスポーツ体験イベント、特別支援学校を活用した障がい者スポーツの地域拠点づくりなど、障がい者スポーツの裾野を広げる取組や、障がい者アスリートの育成・強化に取り組んできました。

しかし、障がいのある人のスポーツ実施率は障がいのない人よりも低く、県ゆかりのパラアスリートの継続的な輩出も含め、障がい者スポーツをさらに推進していくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も、ともにスポーツに親しむ環境をつくり、共生社会の実現にスポーツの力を活用していくことが重要です。

【施策の方向】

- ① パラスポーツ普及のために、県有スポーツ施設に配置した競技用車いす等の用具を活用し、県内各地において、パラスポーツ競技の体験会を実施します。
- ② 特別支援学校を拠点として、在校生や卒業生、地域住民に対し、総合型地域スポーツクラブの指導者によるスポーツプログラムの提供を行い、スポーツを通じた交流を行います。
- ③ 障がいのある人もない人も、ともにスポーツに親しみ、楽しめる発表の場として、県民スポーツ大会のパラスポーツ種目を拡充します。
- ④ オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。
- ⑤ 東京2020パラリンピック競技大会事前キャンプの際のパラリンピアンと住民との交流を契機とし、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進することで、共生社会の実現を目指します。

